

海外からの一時帰国に伴う小中学校への体験入学について

海外生活をしているお子さんが現地の夏休み等に一時帰国した際に、町内の公立小中学校へ体験入学することができます。

1. 受入校および受入学年

町内滞在先の学区、年齢相当の学年

2. 受付場所および申込者

窓口は、役場3階学校教育課です。手続きは保護者か滞在先の方が行ってください。帰国前に行う場合は、メールでの申込も可能です。

3. 申込みの手順（書類の提出）

※提出された書類は受入校へ提供しますのであらかじめご了承ください。

◇帰国前

① 体験入学申込書・誓約書

提出期限：体験入学希望日の1ヶ月前まで

提出先：玉村町教育委員会

提出方法：窓口へ持参またはメール

メールアドレス：g-kyouiku@town.tamamura.lg.jp

◇帰国後

② パスポートのコピー

4. その他

- ・体験入学期間は、受入校と相談の上決定します。
- ・教科書は必要部分のコピーでの対応となります。
- ・体験する時期によって、行事のための費用が必要となる場合があります。
- ・給食の提供がある場合は、給食費をお支払いいただきます。
- ・学校における事故、けが等については個人の責任において対応をお願いします。任意保険への加入をお勧めします。
- ・学校保健安全法の出席停止となる感染症に感染している場合は登校できません。
- ・予定した期日に体験入学しなかった場合や、学校の運営上支障があると認められるときは、期間中であっても許可を取り消すことがあります。
- ・結核高まん延国等での居住歴が過去3年以内に6ヶ月以上ある場合は、精密検査を受けていただき、結果が出るまで体験入学はできません。精密検査費用は保護者負担です。